

## 共催・後援 事業実施上の留意点

本決定は、教育委員会が事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することを示すものであり、その他の援助を承認するものではありません。よって、庁舎内へのポスター等の掲示、チラシ等の配置・配布の支援等はいりません。

また、事業実施に当たっては、次の事項を遵守してください。次の事項に照らして問題が生じた場合、又はその他不当な行為があると認める場合は、共催・後援を取り消し、以後の共催・後援をお断りします。

### 1 基本的留意事項

- (1) 政治的又は宗教的な中立性を侵すこととなる事業又はそのおそれのある事業を行わないこと。
- (2) 営利事業又は営利的意図があると疑われる事業を行わないこと。
- (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業を行わないこと。
- (4) 暴力団と関係のある事業又はそのおそれのある事業を行わないこと。
- (5) 同人的活動でなく、市民一般が平等に参加できる事業とすること。
- (6) 実施計画を綿密に立て事業を行うこと。
- (7) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜させるおそれのないようにすること。

2 申請後に事業内容等に変更が生じたときには、担当課までご連絡ください。

3 事業実施後は、1か月以内に活動実施報告を提出してください。

### 4 学校園への参考資料の送付について

上述のとおり、教育委員会はチラシ等の配置・配布の支援等はいりませんが、学校園に対し参考資料を送付したい場合には、以下の事項を遵守の上、教育委員会内に設置してある各学校園向け配送便を使用することが可能です。

- (1) 資料は、共催又は後援を受けた事業に関するものであること。
- (2) 配布文書は、各学校園1枚程度とすること。
- (3) 教育企画総務課(直通: 086-803-1571)に必ず事前連絡を行い、利用日時の日程調整等を行うこと。
- (4) 承認結果画面を職員に提示した上で利用すること。利用時間は、市庁舎開庁日午前9時～午後3時(午後3時までには、各学校園のボックスに入れ終わること。)を厳守すること。
- (5) 感染症等の対策に、十分留意すること。